

承第 1 号

市長専決処分事項の承認を求めるについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 12 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

市長専決処分について

令和7年6月1日執行予定の和歌山県知事選挙に伴う予算措置については緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり市長において専決処分する。

令和7年4月22日

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

1 令和7年度和歌山市一般会計補正予算

令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131,756千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,527,040千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年4月22日

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

## 第1表

## 歳入歳出予算補正 (第1号)

## 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		12,849,852	131,737	12,981,589
	1 県負担金	9,069,282	131,737	9,201,019
21 諸収入		2,789,748	19	2,789,767
	7 雑入	1,349,460	19	1,349,479
歳入合計		160,395,284	131,756	160,527,040

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,885,412	131,756	13,017,168
	5 選挙費	234,556	131,756	366,312
歳出合計		160,395,284	131,756	160,527,040

令和7年度和歌山市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金	12,849,852	131,737	12,981,589
21 諸 収 入	2,789,748	19	2,789,767
歳 入 合 計	160,395,284	131,756	160,527,040

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	12,885,412	131,756	13,017,168	131,737	—	19	—
歳出合計	160,395,284	131,756	160,527,040	131,737	—	19	—

## 2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県 支 出 金	12,849,852	131,737	12,981,589
1 県 負 担 金	9,069,282	131,737	9,201,019
1 総 務 費 負 担 金	144,877	131,737	276,614

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 選挙費負担金	131,737	知事選挙費負担金 事業費 131,737千円の10/10 131,737

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
21 諸 収 入	2,789,748	19	2,789,767
7 雑 入	1,349,460	19	1,349,479
1 雑 入	1,349,460	19	1,349,479

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
47 雇用保険料 等負担金収 入	19	

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	12,885,412	131,756	13,017,168	131,737	—	19	—
5 選挙費	234,556	131,756	366,312	131,737	—	19	—
4 知事選挙 費	—	131,756	131,756	131,737	—	19	—

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		和歌山県知事選挙に要する諸経費の補正	
1 報酬	7,212	管理者報酬 会計年度任用職員報酬 立会人報酬	1,458 3,485 2,269
3 職員手当等	10,543	時間外勤務手当 管理職員特別勤務手当 休日勤務手当	10,172 17 354
4 共済費	53	会計年度任用職員社会保険料負担金	53
7 報償費	24,018	報償金	24,018
8 旅費	114	費用弁償	114
10 需用費	3,089	消耗品費 食糧費 印刷製本費 庁用器具等修繕料 所々修繕料	2,000 58 600 381 50
11 役務費	15,591	通信運搬費 手数料	15,438 153
12 委託料	63,753	公営揭示場製作その他委託料	63,753
13 使用料及び賃借料	6,967	会場その他借上料 自動車借上料 機械等借上料 駐車場使用料 システム使用料	4,206 2,285 147 164 165
18 負担金、補助及び交付金	416	個人演説会施設交付金	416

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 <月分>	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	3	-	31,080	12,515 <3.2>	1,554	24	45,173	6,272	51,445	( )内は 特別会計 (内数)
	議 員	38	303,240	-	139,491 <4.6>	-	-	442,731	76,546	519,277	
	そ の 他 の 特 別 職	(254) 6,205	(80,532) 443,291	14,400	5,799 <3.2>	720	5,789	(80,532) 469,999	1,546	(80,532) 471,545	
	計	(254) 6,246	(80,532) 746,531	45,480	157,805	2,274	5,813	(80,532) 957,903	84,364	(80,532) 1,042,267	
補 正 前	長 等	3	-	31,080	12,515 <3.2>	1,554	24	45,173	6,272	51,445	
	議 員	38	303,240	-	139,491 <4.6>	-	-	442,731	76,546	519,277	
	そ の 他 の 特 別 職	(254) 5,867	(80,532) 439,564	14,400	5,799 <3.2>	720	5,789	(80,532) 466,272	1,546	(80,532) 467,818	
	計	(254) 5,908	(80,532) 742,804	45,480	157,805	2,274	5,813	(80,532) 954,176	84,364	(80,532) 1,038,540	
比 較	長 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	議 員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他 の 特 別 職	338	3,727	-	-	-	-	3,727	-	3,727	
	計	338	3,727	-	-	-	-	3,727	-	3,727	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(78)							( )内は特別会計 (内数)
	1,148							
補正前	92							[ ]内は定年前再任用 短時間勤務職員 (外数)
	(1)							
比較	94							< >内は 暫定再任用常 時勤務職員 (外数)
	(80)	(187,354)	(290,096)	(268,611)	(746,061)	(149,850)	(895,911)	
	2,460	1,872,816	10,655,551	8,557,459	21,085,826	4,180,205	25,266,031	
	(78)							[ ]内は定年前再任用 短時間勤務職員 (外数)
	1,140							
	92							< >内は 暫定再任用常 時勤務職員 (外数)
	(1)							
	94							< >内は 暫定再任用常 時勤務職員 (外数)
	(80)	(187,354)	(290,096)	(268,611)	(746,061)	(149,850)	(895,911)	
	2,460	1,869,331	10,655,551	8,546,916	21,071,798	4,180,152	25,251,950	
	[ 8 ]							
		3,485	-	10,543	14,028	53	14,081	

※定年前再任用短時間勤務職員には、暫定再任用短時間勤務職員を含む。

( )内は特別会計(内数)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)
補正後		(27,165)	(110)	(1,071)
		603,246	12,591	234,039
補正前		(27,165)	(110)	(1,071)
		593,074	12,574	233,685
比較		10,172	17	354

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	[ 92 (1) 94 (80) 2,460	-	(290,096) 10,335,910	(195,149) 7,688,328	(485,245) 18,024,238	(102,956) 3,651,714	(588,201) 21,675,952	( )内は特別会計(内数) [ ]内は定年前再任用短時間勤務職員(外数) < >内は暫定再任用常時勤務職員(外数)
補正前	[ 92 (1) 94 (80) 2,460	-	(290,096) 10,335,910	(195,149) 7,677,785	(485,245) 18,013,695	(102,956) 3,651,714	(588,201) 21,665,409	
比 較	-	-	-	10,543	10,543	-	10,543	

※定年前再任用短時間勤務職員には、暫定再任用短時間勤務職員を含む。

( )内は特別会計(内数)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
		補正後	(27,165) 598,717	(110) 12,591
補正前	(27,165) 588,545	(110) 12,574	(1,071) 229,998	
比 較	10,172	17	354	

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(78) 1,148	(187,354) 1,872,816	319,641	(73,462) 869,131	(260,816) 3,061,588	(46,894) 528,491	(307,710) 3,590,079	( )内は 特別会計 (内数)
補正前	(78) 1,140	(187,354) 1,869,331	319,641	(73,462) 869,131	(260,816) 3,058,103	(46,894) 528,438	(307,710) 3,586,541	
比 較	8	3,485	-	-	3,485	53	3,538	

## (2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

## (1) 総括

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	3,485	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	3,485	和歌山県知事選挙に要する諸経費の補正	
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	10,543	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	10,543	和歌山県知事選挙に要する諸経費の補正	

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		昇給に伴う増加分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	10,543	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	10,543	和歌山県知事選挙に要する諸経費の補正	

## イ 会計年度任用職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
報 酬	3,485	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	3,485	和歌山県知事選挙に要する諸経費の補正	
給 料	-	給与改定に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		
職員手当	-	制度改正に伴う増減分	-		
		その他の増減分	-		

承第2号

市長専決処分事項の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分をしたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和7年6月12日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

### 市長専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、和歌山市税条例等の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたが、同条例の制定については緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり市長において専決処分する。

令和7年3月31日

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

## 和歌山市税条例等の一部を改正する条例

### (和歌山市税条例の一部改正)

第1条 和歌山市税条例(昭和29年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項に次の1号を加える。

(12) 自己と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(自己の配偶者を除く。)及び児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託された児童(第31条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が1,230,000円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないもの(以下この節において「特定親族」という。)を有する所得割の納税義務者(その特定親族が前号又はこの号に規定する所得割の納税義務者としてこれらの規定の適用を受けているものを除く。) 各特定親族につき当該特定親族の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 前年の合計所得金額が950,000円以下である特定親族 450,000円

イ 前年の合計所得金額が950,000円を超え1,150,000円以下である特定親族 630,000円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち840,001円を超える部分の金額に2を乗じた金額(当該乗じた金額が100,000円の整数倍の金額から80,000円を控除した金額でないときは、100,000円の整数倍の金額から80,000円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。)を控除した金額

ウ 前年の合計所得金額が1,150,000円を超え1,200,000円以下である特定親族 60,000円

エ 前年の合計所得金額が1,200,000円を超える特定親族 30,000円

第32条第6項中「第2項」を「第1項第12号の規定により控除すべき金額を特定親族特別控除額と、第2項」に改め、同条第8項中「扶養親族」の次に「及び特定親族」を加える。

第37条第1項ただし書中「若しくは第32条第4項」を「、第32条第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」を加え、同項第5号中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第38条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第38条の3第1項中「者に限る。)」の次に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第50条第1項中「第145条の5」を「第145条の13」に改める。

第51条の3第3項中「控除の限度額で政令で定めるもの又は」を「地方法人税控除限度額又は」に、「控除の限度額で政令で定めるもの並びに」を「政令で定めるところにより計算した金額並びに」に改める。

第51条の10第1項第1号中「第15項」を「第16項」に改める。

第65条第2項中「第1項」を「第1期」に改める。

第79条第3項を次のように改める。

3 締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち政令で定めるものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。）が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに対しては、軽自動車税を課することができない。

第80条第1項第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第86条第2項中「本項」を「この項」に、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第5条の3第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「第145条の5」を「第145条の13」に改める。

附則第6条第2項中「令和6年4月1日」を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）の施行の日」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「で総務省令」を「（第6号に掲げる施設を除く。）で総務省令」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第11条第1項又は第16条第1項の認定を受けた者が設置する同法第13条第9項又は第18条第5項に規定する廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの 2分の1

附則第6条第6項、第8項及び第9項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第10項中「平成31年4月1日から令和7年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和9年3月31日まで」に、「を、取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるもの」を「(以下この項において「新造車両」という。)の取得等(取得すること又は取得した後に当該新造車両を他の者に譲渡し、当該者から当該新造車両を賃借することをいう。第1号及び第2号において同じ。)をしてこれを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるもの(以下この項において「改良車両」という。)」に、「改良された車両に」を「改良車両に」に、「当該車両の」を「当該改良車両の」に、「の3分の2(総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が製造等対象期間内に新たに製造された車両で政令で定めるものを取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の5分の3)の」を「に、次の各号に掲げられる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が新造車両の取得等をしてこれを事業の用に供する場合又は改良車両を事業の用に供する場合 5分の3

(2) 前号に規定する鉄道事業者等以外の鉄道事業者等が新造車両の取得等をしてこれを事業の用に供する場合 3分の2

(3) 第1号に規定する鉄道事業者等以外の鉄道事業者等が改良車両を事業の用に供する場合 4分の3

附則第6条第11項中「令和7年3月31日」を「令和12年3月31日」に改め、同条第13項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第15項中「令和6年度」を「令和8年度」に改め、同条第16項中「あつては、」を「あつては」に、「部分に限り」を「部分に限るものとし」に改め、同条第18項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第19項及び第21項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第22項を次のように改める。

2.2 港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾、同項に規定する国際拠点港湾又は同項に規定する重要港湾において、港湾法等の一部を改正する法律(令和7年法律第25号)の施行の日から令和11年3月31日までの間に新たに取得され、又は改良された港湾法第51条の9第3項第1号に規定する協定特定港湾施設(政府の補助で総務省令で定めるものを受

けて作成された同条第1項に規定する公表協働防護計画に定められた同項に規定する最適化事業の実施主体が締結した同項に規定する協働防護協定に定められたものに限る。)で政令で定めるものの用に供する償却資産(改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分に限る。以下この項において「特定償却資産」という。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の2の規定にかかわらず、当該特定償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる特定償却資産の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 特定償却資産で当該特定償却資産の存する港湾の港湾法第2条第3項に規定する港湾区域が同条第8項に規定する開発保全航路の区域(同法第55条の3の4に規定する国土交通省令で定める区域に限る。)又は同法第55条の3の5第1項に規定する緊急確保航路の区域に隣接するもの 2分の1

(2) 前号に掲げる特定償却資産以外の特定償却資産 6分の5

附則第6条第23項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第25項から第27項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第30項中「者が」の次に「令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に」を加え、「の施行の日から令和7年3月31日までの間に同法」を削り、「基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する」を「従つて実施される同法第9条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムの導入(同法第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム(同項第1号に掲げるものに限る。))の適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合することについて総務大臣の確認を受けた場合に限る。)の用に供するために新たに取得した」に改め、「同法第28条に規定する」を削り、「構築物」の次に「であつて、当該特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして総務大臣が定めるもの」を加え、同条第31項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第32項中「第42条の4第19項第7号」を「第42条の6第1項」に、「令和5年4月1日から令和7年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和9年3月31日まで」に改め、「)内に」の次に「同法第10条の5の4第5項第8号又は第42条の12の5第5項第9号に規定する雇用者給与等支給額(以下この項において「雇用者給与等支給額」という。)の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された」を加え、同項ただし書中「租税特別措置法第10条の5の4第5項第8号又は第42条の12の5第5項第9号に規定する」を削り、「増加」を「大幅な増加」に改め、「(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から4年度分)」を削り、「3分の1」を「4分の1」に改め、同条に次の1項を加える。

34 鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者又は軌道法第4条に規定する軌道経営者が、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に既設の鉄道（軌道を含む。）に係る豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の2の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から5年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2（当該償却資産のうち旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第61号）附則第2条第1項第1号に掲げる者が取得したものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の4分の3）の額とする。

附則第7条の3第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第7条の4の3第1項中「同項に規定する管理組合の管理者等」を「管理者等（同項に規定する管理組合の管理者等をいう。第3項及び第4項において同じ。）」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「後に」の次に「同項の納税義務者から」を、「場合」の次に「又は当該期間の経過後に管理者等から同項の書類の提出がされた場合」を、「当該申告書」の次に「又は当該書類」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、管理者等から同項に規定する期間内に同項の書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項の規定を適用することができる。

附則第8条第6号アの表（イ）中「令和7年度又は」を「令和7年度である場合であつて、当該土地が令和6年度分の固定資産税について和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和7年条例第23号）第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「令和7年改正前の条例」という。）第62条又は附則第6条から第6条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改め、同号イの表（イ）中「令和7年度又は」を「令和7年度である場合であつて、当該土地が令和6年度分の固定資産税について令和7年改正前の条例第62条又は附則第6条から第6条の3までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改める。

附則第9条の3第2項第2号イ及び第4項第2号イ中「同年度分の固定資産税について」の次に「令和7年改正前の条例」を加える。

附則第16条の3第2項第2号イ及び第4項第2号イ中「固定資産税について」の次に「令和7年改正前の条例」を加える。

附則第18条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例)

第18条の3 令和8年4月1日以後に第94条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ(法第464条第2項第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、法第466条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)に係る第96条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(法第464条第2項第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを総務省令で定めるところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ(法第466条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の政令で定めるものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前2項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めるところによるものとする。

附則第30条中「第145条の5」を「第145条の13」に改める。

附則第36条の2第1項中「第11条の7第3項」を「第11条の6第3項」に、「第11条の7第1項に」を「第11条の6第1項に」に改め、同項の表中「第11条の7第1項」を「第11条の6第1項」に改め、同条第2項中「第11条の7第2項」を「第11条の6第2項」に改め、同条第3項中「第11条の7第4項」を「第11条の6第4項」に改め、同項の表中「第11条の6第1項」を「第11条の6第4項」に改め、同条第4項中「第11条の7第5項」を「第11条の6第5項」に改める。

(和歌山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 和歌山市税条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「削る。」を「次のように改める。」に改め、同改正規定に次のように加える。

ウ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により和歌山県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託（本市の区域を受益の範囲に含むものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

附則第3条中「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）の次に「。以下この号において「令和6年所得税法等改正法」という。」を加え、「同法」を「令和6年所得税法等改正法」に改め、「する。」を「、同号ウ中「寄附金」とあるのは「寄附金（令和6年所得税法等改正法附則第3条第1項に規定する特定公益信託のうち、公益信託に関する法律による改正前の公益信託二関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の許可（和歌山県知事又は和歌山県教育委員会によるものに限る。）を受けたものの信託財産とするために支出した金銭を含む。）」とする。」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第1条中和歌山市税条例第32条、第37条第1項、第38条の2第1項第3号及び第38条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第36条の2の改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日
- （2）第1条中和歌山市税条例第50条第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の3第1項の改正規定（「第145条の5」を「第145条の13」に改める部分に限る。）、同条例附則第18条の2の次に1条を加える改正規定及び同条例附則第30条の改正規定並びに附則第5条の規定 令和8年4月1日
- （3）第1条中和歌山市税条例第79条第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項の規定 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において政令で定める日
- （4）第1条中和歌山市税条例附則第6条第16項及び第22項の改正規定並びに附則第3条第4項の規定 港湾法等の一部を改正する法律（令和7年法律第25号）の施行の日
- （5）第1条中和歌山市税条例附則第6条第2項の改正規定及び附則第3条第2項の規定 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の和歌山市税条例（以下「新条例」という。）第32条及び

第37条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第38条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第37条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第38条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の和歌山市税条例（以下「旧条例」という。）第37条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第38条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第38条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第31号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する同法第203条の6第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第38条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された旧条例附則第6条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成31年4月1日から令和7年3月31日までの間に新たに製造され、又は改良された旧条例附則第6条第10項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に改良された旧条例附則第6条第22項に規定する特定償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に新たに取得された旧条例附則第6条第30項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧条例附則第6条第32項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第32項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第32項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第32項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第32項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第79条第3項の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「3号施行日」という。）以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、3号施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例第79条第3項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、3号施行日の属する年度の翌年度（3号施行日が4月1日である場合には、3号施行日の属する年度）以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、3号施行日の属する年度（3号施行日が4月1日である場合には、3号施行日の属する年度の前年度）分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 新条例第80条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第18条の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、和歌山市税条例第94条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第96条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第18条の3の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）和歌山市税条例第96条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第18条の3第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第18条の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。